

令和6年能登半島地震による石川県・富山県都市部における建築物の非構造部材等の被害調査報告（速報）をHPで公開

令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県・富山県都市部における建築物の非構造部材等について、建築研究所が実施した調査の報告を建築研究所のホームページに掲載します。

この調査は、令和6年能登半島地震による主に石川県・富山県の都市部における建築物の非構造部材について被害の概要を把握すること、併せて、非構造部材の被害が確認された建築物及びその周辺の地域における建築物（主に大規模空間等を有する建築物）の状況について情報収集することを目的としております。

主体：（国研）建築研究所

対象：石川県金沢市、富山県富山市、高岡市、射水市の公共施設、文化施設及びその周辺状況被害の概要：

1. 当該地域の建築物の非構造部材については以下の被害が確認された。
 - 1) 内装材（天井等）の被害
 - ・主に天井材の部分的な落下、垂れ下がりが確認された。なお、建研による今回の調査は公表資料等を用いた事前調査と現地調査により行ったが、それらの調査の範囲では、特定天井^{※1}告示^{※2}適合の天井の脱落は確認されていない。
 - ・高所から面積やある程度の質量がある内装材の脱落が確認された。
 - ・その他、内装材の被害が確認された。
 - 2) 壁面ガラス等の被害
 - ・現地調査において、従来の地震被害調査で見られたような比較的古い構法についての顕著な被害を確認することは無かったものの、比較的新しい構法であるDPG構法^{※3}について、建築物の高層部に設けられたガラスや屋外歩行空間の低層部に位置するガラスにおいて被害が確認された。
 - ・エキスパンションジョイント周辺の部材の変形、外装材の損傷等が確認された。
2. 上記非構造部材に関する被害の他、大規模空間等を有する建築物における構造部材の被害として、アリーナの基部に相当する鉄筋コンクリート造部分、鉄骨造部分の損傷等が確認された。また、調査の行程上においては、建築物の外構の被害（配管の漏水に伴うと思われる落ち込み）等が確認された。

なお、今回の調査は、最大震度5強程度の地域を中心に実施してきた。今後は、最大震度6弱以上の地域も含めて追加調査を実施し、報告する予定である。

※1 特定天井：「脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるもの（現行の建築基準法施行令（以下「令」という。）第39条第3項より）」として、①6m超の高さにあり②水平投影面積200㎡超で③質量2kg/㎡超であり④居室廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられる吊り天井をいう。

※2 特定天井告示：平成25年国土交通省告示第771号。現行の令第39条第3項の規定に基づき、国土交通大臣の定める特定天井の構造方法が規定されている。

※3 DPG 構法：ガラスに開けた点支持用孔に点支持金物を取り付け、支持構造と連結することによりガラス面を構成する構法（一般財団法人日本建築防災協会：「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版」より）。

本資料は、建研ホームページで公開しています。

ダウンロード先URL：

https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/topics/2023/R6_3_13_1_noto.pdf

（内容の問い合わせ先）
国立研究開発法人 建築研究所
所属 建築生産研究グループ
氏名 沖 佑典
電話 029-864-6625
E-mail oki_y@kenken.go.jp